民間活力導入による前橋テルサ活用事業事業者公募審査委員会設置要綱

（目的）

第１条　民間活力導入による前橋テルサ活用事業（以下「本事業」という。）に係る事業者選定にあたり、公正かつ公平に審査を行うため、民間活力導入による前橋テルサ活用事業事業者公募審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 選定基準及び評価項目により実施する、提出書類及び企画提案に基づく審査に関すること。

(2) その他目的を達成するため必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　審査委員会は、外部委員を含む委員８人以内をもって構成する。

２　審査委員会には委員長を置き、本市が指定する。

３　委員の任期は、審査委員会の業務終了時までとする。

（会議）

第４条　審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　審査委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ開催することができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。

３　審査委員会の議事は、出席委員の合議により決するものとする。

- （意見聴取）

第５条　委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に、専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（委員の責務）

第６条　委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

２　委員は、本事業に係る事業者公募の企画提案に参加しようとする者に対し便宜供与等を図ってはならない。

３　委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の公開）
第７条　審査委員会の会議は、非公開とする。

（事務局）
第８条　審査委員会の事務局は、産業政策課が行う。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し、必要な事項は審査委員会が別に定める。

附　　則
この要綱は、令和４年６月１７日から施行する。
附　　則
この要綱は、令和５年９月２６日から施行する。
附　　則
この要綱は、令和７年１２月２２日から施行する。